

解答者／森川 仁

5 以上は、被相続人が遺言を残していなかった場合のことです。被相続人が遺言を残していた場合には、遺言が尊重されてその内容に従って相続されることとなります。ただし、遺留分（イリユウブン）という制度がありますので留意すべきこととなります。これは、相続人に最低限保証された相続の権利で、たとえ遺言が残されていても、この遺留分を侵害することができないとされています。（続きは、次の機会に譲ります。）

4 このように相続が発生した場合には、遺産の範囲を特定し、また、相続人を確定した上で、遺産を各相続人間でどう分けるかが、いわゆる遺産分割ないし遺産分割協議の問題となる訳です。この場合に、どう遺産を分けるかについて基準となるのが相続分ということになります。

3 第3に、相続人が複数ある場合に、遺産をどう分けるかですが、これについても、民法は、相続分（割合）を定めています（民法第900条）。

2 次に、相続人は誰かですが、この点についても、民法第886条から第890条に定められています。配偶者がいる場合には常に、そして、その他に子がいる場合には配偶者とともに子が第1順位となり、子がいない場合には親が第2順位に、親がいない場合には兄弟姉妹が第3順位とされています。

1 まず、相続に関しては民法という法律に定められています。そして、民法では、「相続は、死亡によって開始する。」と規定されています（民法第882条）。つまり、人が死亡すれば相続が開始することになります。そこで、相続とは何かですが、被相続人（亡くなった人のことです。）の法律上の地位をそのまま相続人が承継することと定義されています。

つまり、被相続人の財産（不動産、預貯金、動産、株式その他の財産全てが含まれます。）と債務（負債＝借金のことです。）を相続人が引き継ぐということです。ただ、留意すべき点は、系譜、祭具、墳墓の所有権は相続の対象外とされていることです。

今回は、相続一般についてお尋ねしたいと思います。また、相続との関係に おいて、遺言制度についても教えて下さい。

質問2

相続について

今回は、相続一般についてお尋ねしたいと思います。また、相続との関係に おいて、遺言制度についても教えて下さい。

答えてくれる先生方



公認会計士・税理士
古川典明氏
株式会社 ミッドランド経営
四日市市久保田一丁目6番8号
TEL.059-353-6767

業務
税務、会計、経営支援



弁護士
森川 仁氏
みなと総合法律事務所
四日市市浜田町6番11号
サムティ四日市ビル7F
TEL.059-354-3355

業務
民事、企業法務、家事、刑事など全般



ライフプランナー
佐藤直人氏
株式会社 ユニバーサル・
ニード・オフィス（保険のU N O）
四日市市北浜田町12-21-103
TEL.059-354-3222

業務
生命保険、損害保険、事業継承・相続相談

プラス知恵袋

ビジネスを行う際に生じる様々なトラブルに、各分野の専門家がお答えします!!



質問1

消費税増税にどう備えるか

いよいよ来年4月より消費税が8%に引き上げられます。経営者仲間から税制面で経過措置があり、早めに対応する必要があると聞きました。まだ先送りになる可能性があるものの、今から検討し対応しておくべき項目があれば教えてください。

ご承知のように消費税率は平成26年4月1日に8%へ、27年10月1日に10%へと引き上げられる予定です。この引き上げは、税制的な観点からは当然ながら、駆け込み需要やその反動減など経営的な観点からも大きな影響があります。今回は、紙面の都合上、今から対応すべき税制の経過措置（本来は引き渡し時点の消費税率が適用される）の内容について、そのポイントをお伝えします。

① 請負契約については今年9月30日までに契約が行われた場合には、引き渡しが来年4月1日以降になっても旧税率の5%が適用されます。具体的には建築請負契約、製造請負契約、工事の設計監理等、ソフトウェアの開発、その他の請負契約（修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、情報提供、市場調査等）が対象です。但し、目的物の引き渡しを要しない月極めの警備保障契約、メンテナンス契約等は対象外です。

② リース契約については来年3月31日までに引き渡しがあれば、4月以降も5%が適用されます。

③ 資産の貸付については今年9月30日までに契約締結し、来年3月31日までに貸付を開始した場合には、次の要件を満たせば4月以降も旧税率の5%を適用することが可能です。

- ・ 貸付の期間と対価の額が定められていること
- ・ 事業者が対価の額の変更を求めることができないこと（不動産の賃貸契約で「賃料の改定協議可能」の文言が付されている場合は対象外）
- ・ 契約期間中に解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと

解答者／古川典明

質問3

法人契約で私的医療保険に加入する場合について

民間の医療保険に法人として契約する場合の注意点（保険料の経費処理など）を教えてください。

公的医療保険（以下健康保険と記載します）を補完するために、民間の医療保険が数多く販売されています。加入目的として、入院等に伴う収入減を補うこと、医療費等の自己負担分をカバーして安心できる治療を受けたい等様々あることと思います。

民間の医療保険は、病気やケガによる入院・手術を保障するものですが、お客様のニーズにより保険期間や1日あたりの入院日額、1回あたりの入院日数を決めることが大切です。また、特約等で今話題の先進医療に対する保障を追加したりすることも可能です。先進医療にかかる技術料は、健康保険が適用されないため、民間の医療保険でカバーしておくと思えます。

法人契約される場合の関心事のひとつとして、保険料の経費処理方法があると思いますが、保障内容・保険料払込方法等契約形態により決まります。次に2例を紹介します。

※本内容の記載内容は平成25年4月現在の税制によります。

例1 契約者…法人、被保険者…役員・従業員、給付金受取人…法人、保険期間…終身、保険料払込期間…終身払い、生存給付金・死亡保険金なし 全額損金算入となります。

例2 契約者…法人、被保険者…役員・従業員、給付金受取人…法人、保険期間…終身、払込期間…短期払い（60歳払済など）、生存給付金・死亡保険金なし 一部資産計上、一部損金算入。

また、役員・従業員の退職時に契約者を法人から個人に名義変更することは可能ですが、個々のケースによっては税務処理が必要な場合がありますので、これも保険料経費処理の場合と同様、所轄の税務署または税理士にご確認下さい。

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計12」によると、二人に一人はがんになると言われています。良い医療を受けたいと考える人も多いと思われる中、民間の医療保険への関心が高まっています。詳しくは専門家に相談してみ下さい。

解答者／佐藤直人